

報酬金額一覧表

平成29年12月1日現在

(注)下記の金額が基本です。お客様との打合わせの後、正式な見積書を作成いたします。

<法人>

売上金額	打合せ回数	月額	法人税	消費税	年間顧問料
新設(初年度のみ)		10,000	60,000		180,000
1,000万円以下	毎月	20,000	90,000		330,000
	3月ごと	15,000	90,000		270,000
3000万円以下	毎月	30,000	120,000	30,000	510,000
	3月ごと	20,000	120,000	30,000	390,000
5,000万円以下		30,000	120,000	30,000	510,000
1億円以下		40,000	160,000	60,000	700,000
1億円超		50,000～	200,000～	80,000～	880,000～

※入力業務希を望される場合は、別途月1万円(仕訳数により加算有)頂戴いたします。

<個人>

事業所得

売上金額	入力業務	月額	所得税	消費税	年間顧問料
300万円以下		相談なし	60,000		60,000
	有	相談なし	100,000		100,000
		10,000	30,000		150,000
	有	15,000	30,000		210,000
1,000万円以下		10,000	60,000		180,000
	有	15,000	60,000		240,000
1,000万円超		15,000	60,000	30,000	270,000
	有	20,000	60,000	30,000	330,000

<個人>

不動産所得

売上金額	入力業務	月額	所得税		年間顧問料
300万円以下	有	相談なし	60,000		60,000
500万円以下		相談なし	60,000		60,000
	有	相談なし	90,000		90,000
		5,000	60,000		120,000
	有	10,000	60,000		180,000
1000万円以下		5,000	60,000		120,000
	有	10,000	60,000		180,000
1,000万円超		10,000	60,000	(3万円)	180,000
	有	15,000	60,000	(3万円)	240,000

※個人の場合打合せ回数は、基本として3月に1回となります。

<法人及び個人> 下記の業務につきましてはオプションとなります。

- ・年末調整、給与支払報告書、法定調書の作成 年 20,000円（5人まで）
- ・償却資産申告書作成 1ヶ所 5,000円
- ・給与計算 1月 10,000円（5人まで）

<確定申告>

- ・譲渡所得 不動産 10万円（譲渡金額、適用を受ける特例により変わります）
株式 2万円（一般口座で株数が多い場合などは、増額します）
- ・医療費控除 1万円（領収書の整理がされていて、合計金額を出している場合）
- ・住宅ローン控除 2万円
- ・贈与税の申告 現金のみで特例適用なしの場合 2万円
住宅取得等資金の特例適用 5万円

<相続税>

- ・基本料金 30万円（例）持ち家1件 + 株式 + 預金の場合

目安として財産（小規模等の特例適用前）の0.5%～0.7%です。

- ・相続人が多い場合、不動産が多い場合は加算料金が発生することがございます。

・戸籍の取り寄せ、不動産の名義変更などにつきましては、司法書士をご紹介しますのでご安心してお任せください。